

電子交付に関する規則

上田ハローFX

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第249号

電子交付に関する規則

金融商品取引法では、お客様が金融商品取引業者に保証金を預託された時、またはお客様が売買を行う時に、その都度、お客様に対して書面を交付することが義務付けられています。但し、お客様が予め同意された場合は、書面ではなくホームページ上での閲覧など電磁的方法による交付が認められています。本規則は、お客様が上田ハーロー株式会社との間で外貨保証金取引を行う際に、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」といいます。）を行う際の規則を取り決めたものです。本取引での書面の交付は全て電子交付による方法で行いますので、「報告書等の電子交付同意書」をご提出いただく必要があります。

(1) 電子交付の方法

当社が行う電子交付の方法は、次に掲げる方法により行うものとします。

当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等（以下、「取引システム画面」といいます）にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（上記府令第56条第1項第一号ハに規定される方法）

(2) 電子交付の対象書面

当社がお客様に電子交付する対象書面は次に掲げる書面とします。

- ・ 店頭外貨保証金取引（自己）に係る取引報告書
- ・ 月末口座状況表
- ・ 店頭外貨保証金取引残高報告書
- ・ 金融先物取引に係るポジション・保証金等現在高報告書
- ・ 年間損益証明書

(3) 保証金受領書電子交付を受けるためのパソコンの環境

お客様が当社から各種書面を電子交付により提供を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上のAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト及び当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。

上田ハーロー株式会社

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1 神田須田町スクエアビル5階

電話 03-5207-8639（代表） FAX 03-5207-8651

登録番号：関東財務局長（金商）第249号